

神戸市民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市が市内に所在する民間の幼保連携型認定こども園及び保育所に対して利用者等の処遇向上及び職員の勤務条件の向上に資する保育教諭等の加配のための補助金を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象は、次の各号に定める保育教諭及び保育士（以下「保育教諭等」という。）を正規に雇用している民間の幼保連携型認定こども園及び保育所（以下「施設」という。）とする。

(1) 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日、府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号）（以下「留意事項」という。）に規定する保育教諭等の配置基準を超えて雇用される保育教諭等（1名に限る。）

(2) 前号における配置基準を超えて雇用される保育教諭等は、各月の初日において正規に雇用される者であること

2 国又は地方公共団体が運営する施設、国又は地方公共団体から委託を受けて運営する施設及び国又は地方公共団体が出資又は出捐する法人が運営する施設は補助の対象としない。

3 兵庫県が実施する職員加配補助にかかる補助金の対象となる保育教諭については、本事業の対象としない。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、別表に掲げる補助基準額（年額）に、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日、府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号）により得られる処遇改善率基本分に1を加えた率を乗じて得た額とする。

ただし、前条の条件を満たさない月にあつては、当該月数を12で除した率により得られる金額に減額する。

なお、補助金額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の補助金は、毎年度上半期及び下半期の2期に分けて概算払で交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）は、市長が指定する期日までに神戸市民間施設保育教諭等加配補助金交付申請書（様式第1号）を添付書類とともに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付の決定をし、その旨を神戸市民間施設保育教諭等加配補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の通知を受けた者は、市長が指定する期日までに、神戸市民間施設保育教諭等加配補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(事業実績報告書の提出)

第7条 本事業を実施した者は、当該年度の半期ごとの補助事業が終了したとき、神戸市民間施設保育教諭等加配補助事業実績報告書（様式第4号）を、次期の補助金を請求するとき、又は当該事業の終了後1か月以内のいずれか早い時期までに市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、神戸市民間施設保育教諭等加配補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知する。ただし、交付決定済額と確定額が同額である場合は、通知を省略するものとする。

(補助金の精算)

第9条 市長は、前条の場合において、確定額が交付済額を下回る場合は、その差額を返還させる。この場合において、上半期分の返還額を下半期分の交付決定額から減算して支払

うことができる。

(施行の細目)

第10条 この要綱の施行に関して必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年2月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年2月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第2条及び第3条関係）

対象施設の種別	入所定員等	対象者	補助基準額
幼保連携型認定こども園	2号、3号利用 定員91名以上の園	保育教諭 又は 保育士 (正規職員に限る)	3,463,039円
認可保育所(園)		1人目	